

## 交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故撲滅のための要望事項

2006年5月

北海道交通事故被害者の会

※下線部分は2006総会での改訂部分

### 1 救命救急体制を万全にすること

1-1 医療活動のできる高規格の救急車（ドクターカー）および医療専用ヘリコプター（ドクターヘリ）を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施される体制を確立すること。

1-2 そのためにも、救急救命士の医療的権限の明確化や、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステムの確立、さらに遠隔地医療の充実などをはかること。

### 2 公正で科学的な捜査を確立すること

2-1 加害者供述に依存した「死人に口なし」の不正捜査を生まないよう、物証に基づいた科学的な事故捜査を行い、事故原因を徹底究明すること。科学的捜査に基づき公正な裁判を行うこと。

2-2 被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書など交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期に開示すること。

2-3 科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダー（事故やそれに近い事態が起きた際、急ブレーキなどに反応し事故前後の映像等が記録され、分析によって速度や衝撃の大きさなど詳細が再現できる）の全車装着義務を法制化すること。交通事故自動記録装置を増設すること。

### 3 被害者の①知る権利②司法手続きに参加する権利 ③被害回復する権利④二次被害を受けない権利の擁護

3-1 事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底すること。

3-2 被害者や遺族の供述調書については、事故原因が知らされた後、冷静に加害者の事などを考えられるようにその時期等を配慮すること。

3-3 刑事裁判において、被害者が当事者として訴訟参加できる制度を設けること。捜査、公訴提起、刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度を整備するとともに、かかる権利の実現に資する制度、例えば、捜査情報の提供を受け、捜査に参加する権利の確立や検察審査会の機能と権限の強化等をはかること。被害者が望むとき、刑事裁判手続のなかで民事の損害賠償の手続きもできる附帯私訴制度を設けること。

3-4 被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制

限など充実させること。自賠責保険の支払限度額や給付水準を抜本的に改善するとともに、公正な認定がされるように機構の改善をはかること。また、後遺障害認定基準を脳や神経の機能障害に着目したものに直すこと、事故による流産もしくは帝王切開術に対する保障、およびその結果発生する後遺障害に対する保障について早急に整備するなど、労災保険の認定基準に準拠している現行の認定基準を抜本改定して十全な損害賠償を実現すること。経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度を確立すること。

3-5 脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定し、治療と生活保障を万全にすること。介護料の支給対象を診断書による判断として拡大すること。遷延性意識障害の当事者を介護する療養センターを早期に北海道にも設置すること。高次脳機能障害者の作業所、生活・就労支援センター等の設立および運営への支援を拡大すること。

3-6 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、人として扱うこと。加害者の刑事罰、損害賠償および保険制度においても胎児の人権認め、保障を万全にすること。

3-7 交通犯罪被害者など犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公設の「犯罪被害者支援センター」（仮称）を設置すること。当会のような自助グループの活動に財政的支援が受けられる制度を整備すること。

4 自動車運転が危険な行為であるという社会的共通認識があるというべきであるから、交通犯罪の場合は、過失犯であってもその結果の重大性に見合う処罰を科すことが、交通犯罪抑止のために不可欠である。交通犯罪については、特別の犯罪類型として厳罰化をすること。

4-1 新設された危険運転致死傷罪が全ての危険運転行為の抑止となるように、適用要件を大幅に緩和する法改正を行い、結果責任として厳しく裁くこと。前方不注意のような安全確認義務違反など、違法な運転行為に因って傷害を与えた場合は「未必の故意」による危険運転として裁くこと。交通犯罪に対し、窃盗罪の半分の法定刑でしかない業務上過失致死傷罪に括るのでなく、結果の重大性からも「自動車運転業務過失致死傷罪」（仮称）を設けるなど、厳罰に処すること。悪質な飲酒ひき逃げの場合、「逃げ得」という矛盾を生まないために、厳罰化するなど法体系を整備すること。

4-2 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げること。刑法211条2項に新設された「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量の免除」規定は廃止すること。

4-3 危険で悪質極まりない飲酒運転での

死傷事件を撲滅するために、運転者への厳罰の適用とともに、運転者への酒類提供者に対する罰則規定を設けること。また、事故の際の飲酒検査を徹底すること。飲酒の違反者には「インターロック」（アルコールを検知すると発進できない装置）装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。

4-4 交通死について、24時間以内という扱いをせず、事故がもとで亡くなった方すべてを交通死とすること。

### 5 免許制度について

5-1 運転免許取得可能年齢の繰り上げ（バイクも18歳へ）や教習課程の抜本的見直しなど、免許付与条件を厳格にすること

5-2 免許者の違反行為はすべて重大な人身事故の原因や要因となる。累犯と事故の未然防止のために安全確認違反など悪質な道交法違反は全て免許取り消しとし、その他の違反にも欠格期間を長期にする、重い罰金を科すなど免許付与後の資格管理を適切に行うこと。また、免許再取得の制限を厳しくし、重大な違反で死傷事故を起こした場合などは永久に免許取得資格を与えないこと。

### 6 命と安全が最優先される社会の実現

6-1 交通安全運動の目標を「被害ゼロ」とし、事故原因と原因にいたる要因を完全に絶つ施策を講じること。運転者の「マナー」に依拠するのではなく、運転行為の社会的責任が自覚され、歩行者等への「安全確認」が最優先される運転者教育を徹底すること。

6-2 歩行者や自転車通行者、とりわけ子どもやお年寄りが安全・快適に通行できる道路環境をつくること。幹線及び準幹線道路での完全歩車分離と住宅地や商店街など生活道路でのクルマ通行の規制による歩行者優先を徹底し、歩行者や自転車利用者の被害をゼロにすること。交差点での歩行者、自転車事故を防ぐために、歩車分離信号とすること。通学路をはじめ全ての道路について安全を最優先した点検と見直しを行い、信号や歩道の改善、防護柵の設置など二重三重の安全策を講じること。高速道路などでの野生生物のロードキル対策を万全にして、これによる交通事故被害を根絶すること。

6-3 速度超過による犠牲を無くすため、全てのクルマに安全な速度に設定した速度抑制装置（リミッター）装着を義務づけること。

6-4 運輸業者の安全に対する社会的責任を明確にし、悪質違反や重大人身事故を惹き起こした運輸業者に対する監査を徹底するとともに、罰則を強化するなど行政指導を強化すること。

6-5 事故原因解明と再発防止のため、行政指導に必要な情報開示を徹底すること。

6-6 公共交通機関を整備し、クルマ（とりわけ自家用車）に依存しない安全で快適な生活を実現すること。

## 報告 求刑の半分以下、裁判所は命の重みを考えよ！

札幌市 小林 敦

### ■ 署名のご協力に感謝致します

原田絵美(享年24歳)が、青信号で横断中、危険運転の車に二度轢かれ、命を奪われてから8ヶ月が経ちました。加害者の刑事裁判にむけて、会員の方から、沢山の署名を寄せていただき、心から感謝いたしております。厚く御礼を申し上げます。

### ■ 軽すぎる1年4月の刑(求刑3年)

5月31日、刑事裁判の判決が下されました。求刑3年に対する判決は禁錮1年4ヶ月という、余りにも短すぎるものでした。歩行者の聖域である横断歩道、しかも青信号の指示に従っているのに殺されたのです。「絵美の事件が軽い判決ならば、悪しき判例となってしまう。横断歩道はただの白線となり、歩行者を守るためのものではなくてしまう。7435筆の署名を寄せて頂いた人たちのためにも、控訴しなければ」そう思っていた家族は、その場で担当検事に強く控訴をお願いし、検察庁にも通いました。

しかし、検察庁の組織の壁は厚く、願いは叶わず、6月14日、刑が確定。実刑には違いありませんが、求刑の半分以下の判決です。私たち家族は無念の一言以外に発する言葉がありませんでした。

### ■ 判決と裁判官への怒り

私たちが控訴を求めた理由は他にもあります。札幌地裁の半田靖史裁判官が述べた判決「理由」です。遺族は耳を疑い、悲しみと、怒りが込み上げてくるのを抑えることに必死でした。もう少しで私は半田裁判官に罵声を浴びせてしまうところでした。「裁判官も、自分の家族を殺されてみろ！人の命をなんだと思っている！人を殺したにも拘わらず、まるで罪が無いかのような判決では、いつまでも車優先社会は変えられず、悪質な交通事件が減ることはない！」・・・と。私たち家族はその場で泣き崩れました。

判決内容は余りにも、被害者の死を軽んじるものでした。それは被害者家族をさらに苦しめ、社会生活すら出来なくさせてしまうような内容です。昨年策定された犯罪被害者等基本計画の精神に、まるで逆行しているとしか考えられません。裁判とは加害者の罪を軽減するための場でしかないのでしょうか。

以下、判決内容を示します。

■青信号の横断歩道を渡っている事故だから、被害者には何の落ち度も無い。しかし、加害者はその歩行者を、一瞬見落としただけであるため悪質とは言えない。(※加害者が衝突前に信号待ちしている時からエンジンをふかし、急発進したという無謀運転を証言してくれた2人の供述調書があるにもかかわらず)

■加害者(無職22歳)は、前科が無い。前歴はある(交通事故2回)が、軽微なもの。日常生活においては真面目な生活を送っていた。(※真面目な生活という証拠は何ひとつ示されない)

■事故後、加害者は事故車両を一度運転しただけであるので、反省の気持ちがないとは言えない。(私たちは裁判所に、加害者が事件後何度も事故車両を運転していたこ

とを証拠も提出し訴え続けてきた。)

■被害者を二度轢いた(一度目は左前輪、二度目は左後輪)件に関しては、加害者が事故後狼狽しての行動であるから、決して悪質とは言えない。(※絵美がどれだけの苦痛のもとに殺されたのかを、裁判官は一言も述べなかった。一度目に轢かれたときに車の下で動こうとしていた絵美を目撃していた人がいて、その人が大声で加害者に「車の下に人がいる、動かすな！」と叫んだと、目撃者の供述調書に書かれている。)

■加害者は、真摯に謝罪をしていると認められる。被害者は謝罪を認めていないが、それは被害者が受け入れていないだけである。(※事件後、加害者は一度も謝罪に現れず、裁判が近づいてきてから二度現れただけである。謝罪がない事実は、心情書として裁判所に提出している。)

■加害者は任意保険に加入しているため、被害者は今後、損害賠償金を受け取れるはずである。

以上が判決内容です。殺された原田絵美のことは一切話されず、加害者の弁護士が最終弁論で述べた内容がそのまま使われました。担当検事が、論告求刑で述べた内容も一切取り上げられず。まるで、「こんな交通事故で禁錮3年を求刑すること自体がおかしい」と言わんばかりの内容でした。

### ■ 裁判官の職権濫用の暴言

あげくの果てに半田裁判官は、「被害者家族の人たちは、今日から加害者を殺人者と言うのはやめなさい。いいですか」と、被害者である私たち家族を、法廷の高い場所から叱責する言葉を浴びせました。

驚きました。まだ刑が確定した訳でもなく、罪を償ってもいないのに、はかり知れない悲しみを背負っている被害者家族を愚弄したのです。信じられませんでした。裁判は、罪を犯した者を裁く場であるはずなのに、何も罪を犯していない被害者家族を戒める場所であったとは・・・。全く言語道断であり、司法の職権乱用以外の何ものでもありません。私たちは、加害者に苦しめられただけでなく、裁判官にまでも苦しめられました。

私たち家族には悔いが残っています。もしこの裁判で半田靖史が裁判官でなければ、判決が違っていたはずと確信しています。それゆえに、もう一度、別な裁判官の下で審議をして欲しかったのです。

罪が憎いのです。人が憎いのではないのです。次の被害者を決して出さないためにも、人の命の重さ、そして罪の重さに見合った判決を下して欲しい。そうでなければ、最愛の家族を殺された被害者は、一生悲しみから逃れる事ができません。

～事件概要～

05/11/25 夜7時10分頃、札幌市白石区の交差点で大学生、原田絵美さん(24歳)は、青信号で横断中、危険運転の左折乗用車に二度ひかれ重体。翌日死亡。

06/2 厳罰を求める署名開始。4月、7435筆を提出。

06/5/31 札幌地裁は加害者に禁錮1年4月の判決(求刑は禁錮3年)。6月14日、刑が確定。(前号に関連記事)



## 報告 執行猶予付き不当判決(7/27、地裁岩見沢支部) に怒り

南幌町 白倉博幸・裕美子

約3年の月日を経てやっと行われた裁判での地裁判決は、禁固3年の求刑に対し禁固3年執行猶予5年という不当判決でした。

裁判官は「78.8 km以上での走行は暴走と言えない」とし、横断を終え反対車線に居た美紗をはねたことは「不運だった」の一言で、被告の重大な罪を不問にしました。

被告の走行速度も、鑑定士の鑑定を否定し、裁判官の独自判断による数値を用いて再計算された、根拠の無い速度認定とされまし

た。事件の内容について何ら明らかにはされず、法定速度50km道路を「28.8 km以上超過の走行は悪質とは言えない」との判決を下した裁判官に良識と資質は一切無いとしか思えません。

横断を終え反対車線にいた美紗に過失があったとし、更に「死んだ人間に何したってわかんないでしょ。」と反省の態度1つ見せた事のない被告に対し、「不十分な理由として挙げました。

何一つとっても納得できない判

決です。当然検察の控訴に期待していますし、このような判決で控訴しないとの判断を下す事があれば、司法への信頼は完全に失墜することになるでしょう。

公判前手続きの不備や問題点も明らかになった裁判でした。美紗の事件の真相解明と共に、法の不備を強く指摘し、改善させなければと思っています。

多くの皆様のご支援のもとここまで来ることが出来ました。感謝を申し上げますと共に、今後も頑張りますので、ご支援をよろしくお願いいたします。

**速報!**、地検岩見沢支部は8月3日、量刑不当で札幌高裁に控訴しました。

## 訴え「むちうち症」から「脳脊髄液減少症」へ

札幌市清田区 荻野 京子

交通事故でむちうち症と言われ、なかなか改善がみられない被害者の訴えから、脳の脊髄液が減少して苦しんでいる病状があることが解明されつつある。

むちうち症が頭痛、肩こり、めまい等の当事者しか理解できない症状であることから、詐病と言われていたり、更年期障害にすり替えられている現状があった。このために被害者だけが誰にも理解してもらえない苦痛に耐えていた。治療費は治療途中で打ち切れ、元に戻らない体との葛藤に、どれだけ多くの人が苦しんでいるだろうか? 医師が患者の言葉に真摯に耳を傾けてくれたら、脳脊髄液減少症という病名はもっと早くに理解されたいと思う。脳が脊髄液によって保たれ、正常な生活ができるという。損傷によって脊髄液がもれている簡単な診断が、なぜこんなにも時間が掛かったのだろうか。

交通事故の治療が、損保会社によって早期打ち切りという方針が出されたことによる弊害というしかない。

マスコミによって脳脊髄液減少

症が報道されてから、交通事故によって怪我をした被害者が自分の体の病状と似通っていることを知り、病院を訪ねることが多くなっている。諦めていた体からの苦しみから逃れられるのなら、ワラをも掴みたい気持ちでいた被害者が飛びつくのも当たり前である。検査の結果から1割位の人が脳脊髄液減少症ということで診断され、治療し治癒した結果、社会復帰できたという報道が、どれだけ多くの人を勇気づけているか計り知れない。

私自身も事故から9年も経過しているが、突然の足の痛みで歩行が困難になることがある。とても不安で、このまま歩けなくなったらどうしようという不安に駆られる。しかし、後遺症14級の補償はと

づくに使果たしている。交通事故によって途中退職。小遣い程度の年金では病院へも気軽に行けない。民事裁判で被告にされ生活の補償もほとんど無い今の自動車保険では、体を元に戻したいという願いも適わない。弁護士が関わってくれないと、異議申し立てもなかなか通らない。交通事故の被害者の救援が、本人の申請で速やかに認められ、治療が認められるような日が一日も早く来ることを願う。交通事故からの身体障害者が急増している現在、関係機関の速やかな対応をお願いしたい。

交通事故による死亡者、怪我人が、ゼロになる日が来ることを心から願って止まない。

### 「地検事件記録、札幌、旭川もコピー可能に」

これは6月17日付け、北海道新聞の見出しです。これまで検察庁で事件記録を閲覧しても、コピーは出来ず、手持ちカメラで接写撮影するほかありませんでしたが、函館地検と同様に庁舎内の弁護士会のコピーが有料(札幌は1枚30円、旭川は20円)で使えるようになりました。

この措置は、札幌で被害者支援を行っている「NPOギブアンドギブ」代表の村上博行さんが、関係機関に強く働きかけて実現したもので、会の方にも知らせてくれました。また、村上さんからはこのほど内閣府作成の犯罪被害者等基本法のポスター200枚も寄贈されました。紙面を借りまして、厚くお礼申し上げます。

## 体験講話の報告と高校生の感想文

### 交通安全講話を終えて

江別市 高石 洋子

5月26日、千歳高校定時制にて交通安全講話をさせて頂きました。

生徒さんの前に立った時、緊張して震えていましたが、生徒さん達が真剣な顔で私を見つめている視線に勇気もらい、話をすることが出来ました。



一生懸命生きていたのに一瞬にして奪われた命、その命の大切さ、突然子供を失った親の苦しみを十代の若者に伝えるように話をしました。どんどん真剣な顔になり、泣きながら私の話を聞いてくれる生徒さん達を見て、ここで話をすることが出来て良かったと思いました。

後日、話を聞いてくれた生徒さんたちから、沢山の感想文が届きました。読んでみると涙が止まらなくなりました。優しさが一杯のこの感想文は私達夫婦の宝物になりました。私を暖かく迎えて下さった校長先生、話を真剣に聞いてくれた生徒のみなさんに、心から感謝いたします。

### 生徒の感想文・・・千歳高校定時制

#### ★ 貴方に捧げる鎮魂の歌 (1年女)

失ったのは かけがえのないもの  
この世でたった一つの かけがえのないもの  
人は時に 思い出して涙を流すけど  
人は その分だけ もっと優しくなれる  
失ったものは 大切なもの  
この世で一つしかない 大切なもの  
貴方の為に 惜しみなく刻(とき)と涙を  
あげるから  
貴方もそっと 見守っていてね

いつまでも 心に縛り付けておくよ  
貴方との思い出 貴方がくれたもの  
貴方が 気付かせてくれた事  
今も 私の中で生きていますよ・・・  
けっして 消える事なんて 無いまま  
ずっと ずっと ずっと ずっと  
ずっと ずっと

★ 高石さんの話を聞いて、涙があふれそうになりました。でもぐっとこらえてずっと話を聞いていました。

自分も家族ではないのですが、一番好きだった伯母を亡くしました。その時は信じられなくて涙も出ませんでした。伯母は車対車の事故です。相手が一方的に悪いのに、どうして相手が生きて伯母が死ななきゃいけないんだとずっとくはらがたちました。だから高石さんの息子さんの犯人

にも怒りが収まらないです。

でも犯人に怒りをぶつけたところで亡くなった息子さんが帰ってくるわけではないと思った時、情けなさ切なさがこみあげてきました。なので、私にできる事は高石さんを励ますことと、ここで高石さんの幸せを願うことしかできません。高石さんには、大勢の味方いるので、それを「力」に頑張って下さい。ここでずっと応援しています。

高石さんの味方の一人より。(1年女)

★ 悲しい思い出を人に語る事はかんたんに出来る事ではありません。拓那君のお母さん、話し終わってから泣いていらっしやいましたね。私も話を聞いている時こらえただ、やはり泣いてしまいました。

お話を聞いて、決意した事があります。私は人の役にたつ仕事をしたいです。拓那君のお母さんたちのようにガンバリたいです。本当にありがとうございました。これからもガンバッテ下さい。私たち生徒も何か出来る事があれば、協力させていただきたいです。(1年女)

★ 深い息子さんへの愛と悲しみ、理不尽な判決と犯人に対する怒りが伝わってくると同時に、命の尊さを再認識させて頂きました。毎日を一生懸命生きて、未来も希望にあふれていたであろう息子さんが16歳で突然、しかも悪質な事故で亡くなってしまった時の悲しみはとても大きなものだったと思います。ですが、その悲しみには負けずに他の人が自分たちのような目にあってはほしくない、法の改正を訴えているのはとてもすごいことだと思いました。活動を続けていけば、いつか近い未来、きっと実現するものと思います。これからも頑張って下さい。(2年女)

### 講演する小野茂さんと生徒の感想文

6月13日、大麻高校



★ どうして人の命がこんなにも軽く扱われるのか疑問です。どうして飲酒運転をするのか？どうして眠いのに運転するのか？

無責任な行動で尊い命が奪われていくことに気づいて欲しいです。車を運転しているとき背負っているものは自分一人の命でなく周りの人全員の命だということを分かって欲しい。(2年女)

★ 「業務上過失致死」この言葉は知っていたが内容等は知らなかった。私の友人のお兄さんも交通事故で亡くなり、加害者もこの刑罰を受けましたが1年ちょっとという期間で罪が許されました。なぜ人の命を奪ってお金や期間で解決されるのか、被害者や遺された人たちは言いようのない悲しみや怒りをもっているのにそれを数字によって解決することが分かりません。人が他人の人生を奪うことがなくなるようになって欲しい。(2年女)



生徒の感想文・・・大麻高校 (前ページの続き)

★私は2回も身近に交通事故に触れている事を思い出しました。中学3年生の時同級生の男子がダンプに撥ねられました。今でもその子の意識は戻っていません。高校2年の時は友人の自転車が左折してきた乗用車にぶつかりました。あまりに突然起きた目の前の惨事に言葉が出なく、立ちすくんでしまった事を覚えていてます。

事故は決して自分とは関係ない訳じゃないと改めて感じました。

(3年女)



大麻高校でのパネル展示 6/5～16

ん、内藤さんのお父さんが毎年応援してくれます。ありがとうございます。57歳・あと何年走れるかわかりませんが気持ちが続く限り走り続けて行きたいと思います。(白石区 小野 茂)

書籍紹介

「死因究明～葬られた真実」

柳原三佳著 2005年9月 講談社刊

日本の司法解剖制度の危機的現状を告発した書。

事例の一つが、平成11年10月、中標津町の木村悟さん(当時16歳)が行方不明になり3日後、死体となって発見された「木村事件」。「バイク単独事故」と処理するにはあまりに不可解な現場の状況。遺体には目立った外傷や衣類の破れもなく、自分では脱げないヘルメットや靴が側に置かれていた。しかし、司法解剖もせず、誤認検視を認めた現在も「単独事故」扱いで真相は闇。



母親富士子さん(当会会員)の必死のとりくみが、弁護団の手弁当での活動や、この本の反響にも支えられ、先日7月20日、釧路検察審査会の「不起訴不当」の議決につながった。釧路地検は再捜査を開始したが、公訴時効が10月末。真相解明への遺族の闘いは続く。

(ここで紹介する書籍は事務所に有り、貸出をしています)



息子を亡くしてなぜ走っているのか

私の怪我で子供の頃一般家庭のように一緒に遊んでやることも出来ず、出来ることは車椅子で走ることぐらい。小学生の頃は一緒に走り親子マラソンに出たりしました。

はまなす全国車椅子マラソン大会で力走する小野さん(6/18 水野さん写す)

99年、息子は26歳、その年50歳でフルマラソンに出場したのを、息子がバイクで追いかけて、自己最高記録となったゴールの姿を写真に撮り、私にプレゼントしてくれました。その数日後の出来事で息子の命が奪われました。

翌年体を動かすことも出来ずにいたところ「落ち込んでいる親父姿は似合わない」と息子の声が聞こえてきました。何の準備もせず挑んだ2000年の大会、息子は体を動かすことの大切さを教えてくれました。走っているとき思うのは当然息子のこと、そして会の仲間のことです。走っている姿を見せることで少しでも元気になれば、元気であるぞ・・・と。真駒内では水野さん御夫婦・ゴールでは佐藤さ

会の目録



2006.4.11.～2006.8.10.

《会合など》

- 4/12 世話人会・例会、会報20号発送
- 5/10 世話人会・例会
- 5/13 定期総会、会員交流会
- 6/8 「交通事故問題を考える国会議員の会」 総会出席
- 6/14 7/12 8/9 世話人会・例会
- 6/15 道警との意見交換会
- 6/19 警察庁長官宛要望書提出
- 7/25 知事宛要望書提出

《訴えの活動》

- ◆ 4/24 様似高校 4/28 月形高校 7/16 琴似地区交通安全決起大会 7/18 月形学園(前田)
- ◆ 5/26 千歳高校(高石) ◆ 5/13 大麻高校(小野)

■ 処分者講習での講師

- 4/27 内山 5/25 小野 6/30 太田 7/28 荻野

★パネル展示 6/5～16 大麻高校

- ◆ 本年の「フォーラム交通事故Ⅶ」は、10月14日(土)13:30～「かでの2・7」(北2西7)820研修室で行います。内容は「犯罪被害者週間」に関連したテーマになるかと思えます。
- ◆ 例会は毎月第2水曜日(9/13、10/11、11/8、12/13、1/10)13時～15時、事務所です。また毎週水曜日の午前中(10時～13時)は世話人が当番で出ています。何かあればご連絡下さい。
- ◆ いのちのパネル展 予定:9/23～24、夕張市清水沢研修会場、9/25～27日 札幌市中央区民センター